

（自動車環境管理計画書の提出等）

第二十四条 条例第五十五条の二第一項に規定する規則で定める規模は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第三条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び被けん引自動車を除く。）であって法第五十八条の規定による有効な自動車検査証の交付を受けたものの合計が三十台以上とする。

2 条例第五十五条の二第一項に規定する自動車環境管理計画書（以下「計画書」という。）の提出は、自動車環境管理計画書（別記第十九号様式）により行うものとする。

3 計画書は、特定事業者に該当することとなった日の属する事業年度から平成三十三年三月三十一日を含む事業年度までの期間を計画期間として作成するものとし、当該期間を経過した後は五事業年度を計画期間とする計画を順次作成するものとする。

4 計画書は、特定事業者に該当することとなった日から九十日以内（特定事業者に該当することとなったことにより初めて提出した計画書に引き続く計画書の提出にあつては、計画期間の初年度の開始の日から起算して六十日以内）に提出しなければならない。

全部改正〔平成一四年規則七六号〕、一部改正〔平成二五年規則六一号・二八年三五号〕

（計画書の変更の届出）

第二十五条 条例第五十五条の二第三項の規定による計画書の内容の変更の届出は、自動車環境管理計画書変更届出書（別記第二十号様式）により行うものとする。

2 自動車環境管理計画書変更届出書は、計画書の内容を変更した日から六十日以内に届け出なければならない。

追加〔平成一四年規則七六号〕

（実績報告書の提出等）

第二十六条 条例第五十五条の三の規定による実績報告書の提出は、自動車環境管理実績報告書（別記第二十一号様式）により行うものとする。

2 自動車環境管理実績報告書は、毎事業年度終了後九十日以内に提出しなければならない。

追加〔平成一四年規則七六号〕

（自動車環境管理者の選任及び解任の届出）

第二十七条 条例第五十五条の五第二項の規定による届出は、自動車環境管理者選任（解任）届出書（別記第二十二号様式）により行うものとする。

2 自動車環境管理者選任（解任）届出書は、自動車環境管理者を選任し、又は解任した日から六十日以内に届け出なければならない。

追加〔平成一四年規則七六号〕

（低公害車）

第二十八条 条例第五十六条の規則で定める自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

一 専ら電気を動力源とする自動車

二 燃料電池自動車

三 低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定により認定された自動車

四 前各号に定めるもののほか、知事が指定する自動車

追加〔平成一四年規則七六号〕、一部改正〔平成二五年規則六一号〕

（低公害車導入義務者の規模等）

第二十九条 条例第五十六条の二第一項に規定する規則で定める規模は、法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び被けん引自動車を除く。）であって法第五十八条の規定による有効な自動車検査証の交付を受けたものの合計が二百台とする。

2 条例第五十六条の二第一項に規定する規則で定める割合は、四十パーセントとする。

3 条例第五十六条の二に規定する低公害車の導入期限は、平成三十三年三月三十一日とする。

4 前条第四号の規定により指定された自動車がその指定を解除された場合において、条例第五十六条の二第一項に規定する特定事業者が当該指定を解除された日（以下この項において「解除日」と

いう。)前に当該自動車を導入し、かつ、当該特定事業者が解除日以後当該自動車を継続して使用するとき、当該自動車は、低公害車とみなす。同項に規定する特定事業者が解除日から百八十日以内に当該自動車を導入し、かつ、当該特定事業者が当該自動車を導入した日以後継続して当該自動車を使用するときも、同様とする。

追加〔平成一四年規則七六号〕、一部改正〔平成二五年規則六一号〕

(低燃費車)

第三十条 条例第五十六条の三の規則で定める自動車は、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）１の１―１の（４）から（７）までの表区分の欄に応じ、それぞれの表基準エネルギー消費効率の欄に掲げる基準エネルギー消費効率及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）１の１―１の（３）から（５）までの表区分の欄に応じ、それぞれの表基準エネルギー消費効率の欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない自動車とする。

追加〔平成一四年規則七六号〕、一部改正〔平成二五年規則六一号・二八年三五号〕

(自動車環境情報の事項)

第三十一条 条例第五十六条の四第一項に規定する規則で定める事項は、燃料の種別、燃料の消費率及び二酸化炭素の排出量とする。

２ 条例第五十六条の四第一項の規定による自動車排出ガスの量は、次の各号に掲げる物質の量とする。

- 一 一酸化炭素
- 二 炭化水素
- 三 非メタン炭化水素（天然ガスを燃料とする自動車に限る。）
- 四 窒素酸化物
- 五 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。）
- 六 ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。）
- 七 黒煙（軽油を燃料とする自動車に限る。）

３ 条例第五十六条の四第一項の規定による排出ガスの量、騒音の大きさ、第三十一条第一項に規定する燃料の消費率及び二酸化炭素の排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

- 一 自動車（天然ガスを燃料とする自動車を除く。）の排出ガスの量 次のいずれかに定める値
 - イ 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条各項に定める値
 - ロ 低排出ガス車認定実施要領に定める値
- 二 天然ガスを燃料とする自動車の排出ガスの量 天然ガス自動車に関する技術基準を勘案して知事が別に定める値
- 三 騒音の大きさ 道路運送車両の保安基準第三十条第二項に定める加速走行騒音の値
- 四 燃料消費率 法第七十五条の規定による指定その他の新車時の検査を受けるために申請した値又は届け出た値
- 五 二酸化炭素の排出量 知事が定める燃料消費率から求める方法により算出した値

追加〔平成一四年規則七六号〕

(書面等の電磁的記録による備置き)

第三十二条 条例第五十六条の四第一項に規定する書面等について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により備え置く場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより備え置かなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を条例第五十六条の四第一項に規定する自動車販売業者（以下「自動車販売業者」という。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を自動車販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気デ

ISK等をもって調製するファイルにより備え置く方法

- 2 自動車販売業者が、前項各号に掲げる方法により電磁的記録を備え置く場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できなければならない。

追加〔平成一九年規則三九号〕

(駐車場の規模)

第三十三条 条例第五十六条の六第三項に規定する規則で定める規模は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第四号に規定する自動車の収容能力が二十台又は自動車の駐車の用途に供する部分の面積が五百平方メートルとする。

追加〔平成一四年規則七六号〕、一部改正〔平成一九年規則三九号〕

(立入検査の身分証明書)

第三十四条 条例第五十六条の九第二項の身分を示す証明書は、立入検査証とする。

追加〔平成一四年規則七六号〕、一部改正〔平成一九年規則三九号〕